

豊中市立たちばな園 指定管理者募集要項

平成28年（2016年）6月

豊中市健康福祉部障害福祉課

1. 基本的事項	1
(1) 公募の趣旨	1
(2) 基本条件・運営方針	1
(3) 施設の概要（現況）	2
2. 管理運営業務に関する事項	3
(1) 指定期間	3
(2) 業務の範囲	3
(3) 指定管理者の責務	3
(4) 確保すべきサービス水準	5
(5) 管理運営業務にかかる経理および経費について	5
(6) 費用負担およびリスク負担	6
(7) 進行管理について	6
3. 公募に関する事項	8
(1) 応募資格	8
(2) 不適格事由	8
(3) 提案に至るまでの流れ	9
(4) 留意事項	10
4. 提案に関する事項	11
(1) 提案書類提出期限	11
(2) 提出場所および提出方法	11
(3) 提案書類	11
(4) 提出部数等	13
(5) 提案書類の著作権等	13
(6) その他提案に関する留意事項	13
5. 選定に関する事項	14
(1) 選定評価委員会について	14
(2) 選定の方法	14
(3) 選定結果の通知	15
(4) 審査基準	15
(5) 提案の無効について	15
(6) 選定結果の公表について	15
(7) 指定管理者の指定	16
6. 協定に関わる事項	16
(1) 協定の締結	16
(2) サービス水準に関する合意書（SLA）の締結	16
(3) 協定を行う事項について	16
7. その他の事項	18

1. 基本的事項

(1) 公募の趣旨

豊中市（以下「市」とします）は、「豊中市立たちばな園」について、地方自治法第244条の2第3項にもとづき、設置の目的を効果的に達成することをめざして、本施設の管理運営を担う「指定管理者」を指定することとしました。

本施設は住民に平等に利用が確保される「公の施設」であり、その管理運営は公共の利益の増進に資する公共サービスの一環であることから、市とパートナーシップを結び公共サービスを担っていただくに最もふさわしい指定管理者を総合的に評価し選定するため、公募による提案の募集および審査を実施するものです。

なお、市では『新・豊中市指定管理者導入に関する指針』（平成26年（2014年）12月）にもとづいて指定管理者制度の導入・運用を行うこととしており、本公募についても本指針に沿って進めるものとします。

(2) 基本条件・運営方針

①基本条件

指定管理者が本施設の管理運営を行うにあたっては、本施設の設置目的その他「豊中市立たちばな園条例」および「豊中市立たちばな園条例施行規則」に定める事項を基本条件とします。

【設置目的】

「豊中市たちばな園条例」

第1条 身体障害者の生きがいを高めるとともに、日常生活及び社会生活における自立の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資するため、豊中市にたちばな園を設置する。

②運営方針

指定管理者が本施設の管理運営を行う際に基本とする方針（「運営方針」）は、以下のとおりとします。

- 住民の平等な利用を確保すること。
- 施設の設置目的に照らして施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の効率的・効果的な運営を図ること。
- 施設の管理に必要な経理的基礎、技術的能力および人材等を備えて安定的に管理運営を行うこと。
- 利用承認等の権限の行使に際しては公平・公正であること。
- 利用者および周辺住民等の安心・安全に配慮した施設の維持管理を行うこと。
- 市の総合計画、各種分野別計画等にもとづき市が実施する施策に協力すること。

(3) 施設の概要（現況）

名称	豊中市立たちばな園
位置	豊中市立花町3丁目10番5号
敷地面積	1,734 m ² ※
延床面積	803.83 m ² ※
開設年月	平成元年8月
建築構造	鉄骨造 地上1階
設備等	居室、指導室、静養室、浴室 他
定員等	定員 24人（1日あたり） 休園日 土日祝、12月29日～翌年1月3日※ 業務時間 午前9時～午後5時15分※
実績等	一日平均18.9人（平成26年度）

・休園日及び業務時間は、市規則等で定めている現行の運営状態におけるもので、確保すべき基本となるサービス水準としております。

・詳細については、別紙「仕様書」を参照してください。

※各面積には、附属施設等を含みます。

2. 管理運営業務に関する事項

(1) 指定期間

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日から平成 34 年（2022 年）3 月 31 日（5 年間）とします。

(2) 業務の範囲

指定管理者が本施設において担う業務（「管理運営業務」）の範囲は次に掲げる各業務とし、詳細は別紙『豊中市たちばな園管理運営業務仕様書』（以下『仕様書』とします）のとおりとします。

- 豊中市たちばな園条例第 4 条に掲げる事業の実施に関する業務
- 本施設の利用承認、その取消しその他本施設の利用に関する業務
- 本施設の使用料の徴収、減免および返還に関する業務
- 本施設の維持管理に関する業務
- その他市長が必要と認める業務

なお、指定管理者が業務を一括して第三者に委託することはできませんが、一部の業務について市に書面で承諾を得たうえで委託することは可能です。

この場合、委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止期間中の者、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはなりません。

(3) 指定管理者の責務

① 遵守すべき法令等

本施設の管理運営にあたり、コンプライアンス（法令遵守）を徹底していただくことは当然の責務となります。特に次の法令・条例等については常に参照し、その内容を十分に把握したうえで管理運営を行う必要があります。

- 地方自治法
- 個人情報の保護に関する法律
- 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律
- 障害者差別解消法

- 社会福祉法及び関係法令・通知
- 障害者総合支援法及び関係法令・通知
- 労働関連法令（労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法等）
- 豊中市自治基本条例
- 豊中市個人情報保護条例
- 豊中市暴力団排除条例
- 豊中市たちばな園条例
- 豊中市たちばな園条例施行規則
- 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- その他管理運営業務に関するすべての法令

②個人情報の保護について

前記のとおり「個人情報の保護に関する法律」「豊中市個人情報保護条例」を遵守するとともに、管理運営に際して個人情報保護のために必要な措置を講じることとします。その他、詳細については『仕様書』記載のとおりです。

【指定管理業務に係る安全確保の措置等・指定管理者の義務】

「豊中市個人情報保護条例」

第 11 条の 2 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第 8 条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

第 11 条の 3 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

③情報の公開について

「豊中市情報公開条例」の趣旨に則り、市民との信頼を高めるため情報公開について必要な措置を講じることとします。

なお、本公募に対する提案書類等の市に提出された文書等についても、市の行政情報として当該条例にもとづき公開対象となります。

④人権の尊重

指定管理者は、管理運営業務の遂行に際し、人権を傷つけることのないよう留意することとします。

⑤財産の管理

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって本施設、本施設の設備および備品等(以下「財産」とします)を管理することとします。

⑥従事者への配慮

指定管理者は、サービスの質の維持向上を図るため、管理運営業務に従事する者(以下「従事者」とします)の雇用労働条件に配慮するとともに、従事者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組むために必要な措置を講じることとします。

(4) 確保すべきサービス水準

本施設の管理運営業務において、指定管理者が確保すべきサービス水準は次のとおりとします。

サービス水準項目	単位	確保すべき水準
利用者満足度(利用者アンケート調査)	%	75%
サービス提供日	日/年	仕様書「第4項」 記載の合計日数 ※年度により異なる
重度医療的ケア支援スキル普及事業実施回数	回/年	3回

(5) 管理運営業務にかかる経理および経費について

①会計年度

本施設の管理運営業務にかかる会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

②会計管理およびその他経理に関する事項

指定管理者は、管理運営業務にかかる経理事務を行うにあたり、法人の事業全般とは独立した会計管理を行うこととします。その他、経理に関する事項については『仕様書』に記載のとおりとします。

③管理運営経費

豊中市たちばな園の管理運営にかかる経費は、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金(生活介護サービス費等を含む)および市が支払う指定管理委託料をもって充てるものとします。

指定管理委託料は、事業計画書における提示金額にもとづき、年度毎に予算の範囲内で市と指定管理者（に指定された法人）との協議のうえ金額を決定し、年度協定に明記するものとします。

指定管理委託料は原則精算しません（経費の削減等により生み出された適正な剰余金経営努力による剰余金の返還を求めません。また、運営に起因する不足額が生じた場合も補てんは行いません）。

ただし、指定管理委託料のうち、修繕費については、毎年度末に精算のうえ、余剰金があれば市に返還していただきます。なお、修繕費は、各年度とも 1,300 千円とし、指定管理委託料に含めてください。

(6) 費用負担およびリスク負担

別紙『仕様書』記載のとおりとします。なお、過去3年度間の各区分の経費は以下のとおりです。

(千円)

年度 区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
光熱水費	2,506	2,993	3,215
委託料	18,508	19,863	20,427
修繕費	3,518	276	857

(7) 進行管理について

指定管理者と市とのパートナーシップにより、本施設による施策推進および事業推進を適正に進行管理する必要があることから、指定期間中は次のことを行います。

①事業計画書等の提出

指定管理者は、毎年度開始前に当該年度にかかる次の書類を市に提出することとします。

- 管理運営業務の実施計画書
- 管理運営業務にかかる収支予算書
- 指定管理者の事業全般にかかる事業計画書および収支予算書
- 管理運営業務の安全管理にかかる計画
- その他、市が必要と認めるもの

②事業報告書の作成および提出

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出するものとします。ただし、年度の途中において指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出することとします。

- 管理運営業務の実施状況
- 本施設の利用状況
- 使用料の収入の状況
- 管理運営業務にかかる経費の収支状況
- 安全管理対策の状況
- その他、市が必要と認める事項

③モニタリングの実施

管理運営業務が適正に運営されているか、市が定期および随時に確認を行います。また、確認のため必要な資料等については、協定にもとづき市が指定管理者に定期および随時に提出を求めます。

④自己モニタリング等の実施

指定管理者は、豊中市立ちばな園においてアンケート調査を実施するなど施設利用者から管理運営に関する意見を毎年度 1 回以上聴取するとともに、管理運営状況に関して定期的に確認し、これらを踏まえた自己評価を行ってください。(結果は市に提出)

⑤年度評価の実施

指定管理者および管理運営業務状況について、事業報告書・モニタリング結果の集積等をもとに、毎年度の総括評価を実施します。評価に必要な追加資料等については、協定にもとづき市が指定管理者に適宜提出を求めます。

⑥選定評価委員会による評価の実施

指定期間中に少なくとも一度、「豊中市立ちばな園指定管理者選定評価委員会」(後述)により、指定管理者および管理運営業務状況について評価を実施します。

3. 公募に関する事項

(1) 応募資格

公共サービスを担うにふさわしい理念・能力等を有し、安定して本施設の管理運営を担うことのできる法人格をもつ団体で、次に掲げる各事項を満たすこと。

- ①応募できる事業者は、日本国内において5年以上にわたり、障害福祉サービス（生活介護）の実績を持つこと。
- ②複数の事業者からの共同での応募は対象外となります。
- ③事業の安定的運営を図る能力を有していること。
- ④都道府県、政令市、中核市により、事業所に対する指導監査において、指定取り消しや指定の全部若しくは一部の効力停止の行政処分を受けていないこと。
- ⑤指定後の応募事業の運営を直接行う事業者であること。
- ⑥指定障害福祉サービス事業者の指定を受けること。

(2) 不適格事由

次のいずれかに該当する法人は、指定管理者としては不適格とします。

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人
- 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けている法人
- 会社更生法及び民事再生法等により更生または再生手続きを開始している法人
- 公租公課を滞納している法人
- 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる法人

※提案書類（役員名簿など）に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供します。

- 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている法人
- 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている法人
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項各号の規定に該当する法人

(3) 提案に至るまでの流れ

①現地説明会

応募を希望する法人は、必ず現地説明会に参加してください。現地説明会に不参加の場合は、応募することができません。

○開催日時：平成 28 年（2016 年）7 月 11 日（月）13 時～

○場所：豊中市立花町 3 丁目 10 番 5 号 豊中市立たちばな園 会議室

○参加人数：1 団体につき 3 人以内

○参加申込：説明会に参加される法人は、別紙説明会参加申込書（別紙様式 1）に必要事項を明記の上、平成 28 年（2016 年）7 月 4 日（月）の 17 時 15 分までに FAX または電子メールにて送付してください。また、送付後は必ず送付した旨を電話連絡してください。

②質問受付

提案書類等の作成にあたっての質問は、現地説明会終了後から平成 28 年（2016 年）7 月 14 日（木）17 時 15 分までに FAX または電子メールにて質問票（別紙様式 2）を送付のうえ、電話連絡をお願いします。電話での質問は受付しません。なお、質問および回答の内容については、平成 28 年（2016 年）7 月 21 日（木）の 17 時 15 分までに現地説明会参加法人すべてに FAX にて送付します。

送付先：豊中市健康福祉部障害福祉課企画係

電話 06-6858-2747・3354 Fax 06-6858-1122

E-mail shougaifukushi @city.toyonaka.osaka.jp

③応募表明

現地説明会ののち、応募の意思を有する法人は、応募表明書（別紙様式3）を提出してください。

○応募表明提出期限

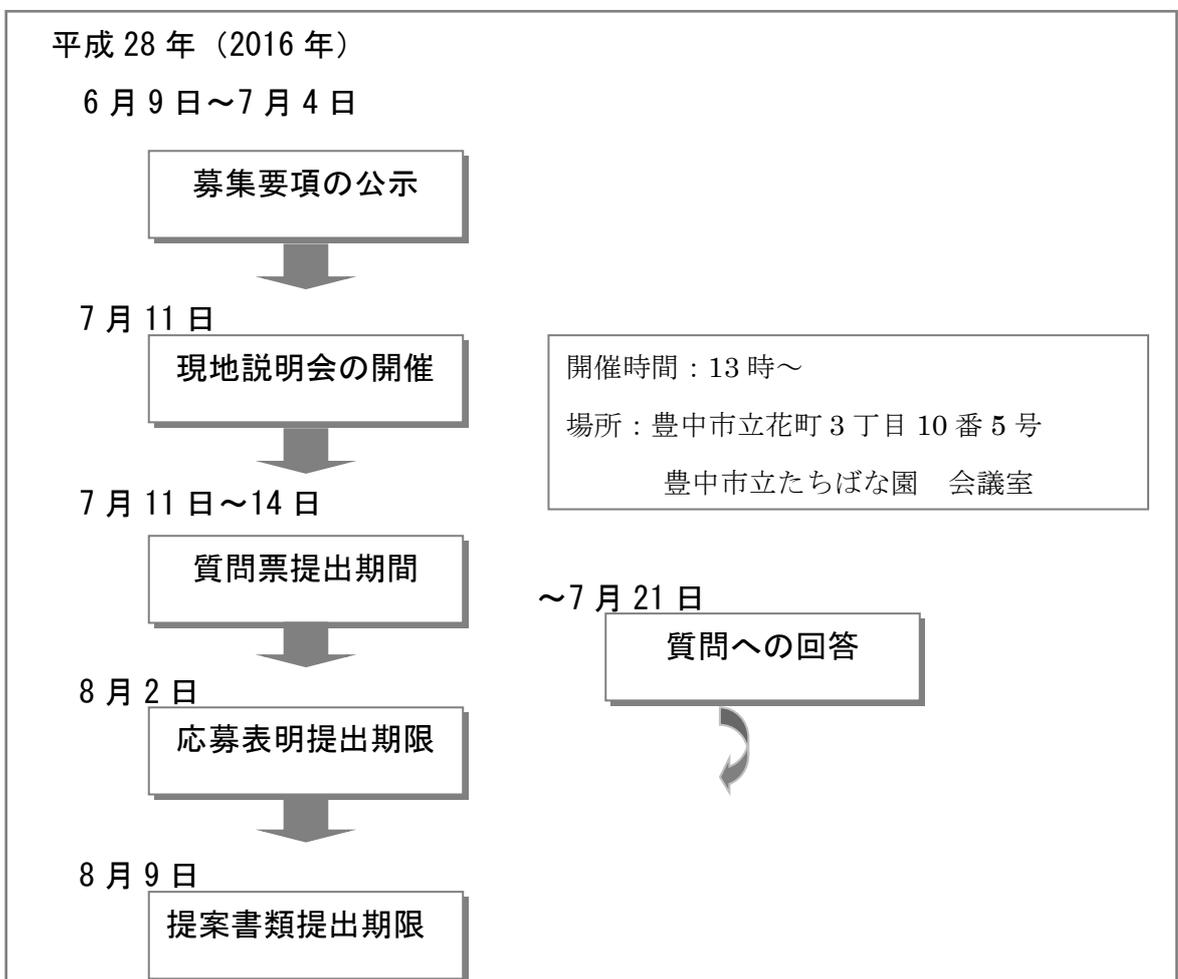
平成28年（2016年）8月2日（火）17時15分

○提出場所および提出方法

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市健康福祉部障害福祉課企画係

直接提出・郵送いずれも可（期限必着）



(4) 留意事項

- 本公募案件に関して「豊中市たちばな園指定管理者選定評価委員会」（後述）委員や市職員への接触を禁じます。
- 応募法人名の公表を行います。

4. 提案に関する事項

(1) 提案書類提出期限

平成 28 年（2016 年）8 月 9 日（火）17 時 15 分

(2) 提出場所および提出方法

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

豊中市健康福祉部障害福祉課企画係

直接提出・郵送いずれも可（期限必着）

(3) 提案書類

①豊中市たちばな園指定管理者指定申込書

別紙様式 4 にて提出してください。

②法人概要説明書

別紙様式 5 にて提出するとともに、次の書類を添付してください。

- 法人の資本金、業務内容の詳細、活動実績等がわかる書類（パンフレット等でも可）
- 定款、寄付行為、規約またはこれに類する書類
- 法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- 法人の印鑑証明書
- 役員名簿および役員の履歴書（役職名、氏名（ふりがな）、性別、現住所（役員個人のもの。番地まで記載）、生年月日を必ず明記してください）
- **入札参加停止措置等状況調書（様式 5-1）**

③事業計画書

別紙様式 6（事業計画書（1）～（12））の各項目に従い作成してください。なお、各項目順に提案内容が記載されていれば、各法人独自での様式でもかまいません。

④事業計画書の概要版

※上記③事業計画書の内容を全て網羅したものを A4 版 2 ページ以内で、任意の様式で提出して下さい。なお、指定管理者の候補者となった者の概要版に限り、議会の審議等に必要な場合に公表することがあります。

⑤財務状況報告書類

次の書類につき、直近の3事業年度分を提出してください。なお、提出できない書類がある場合は、その理由を明記してください。

- 貸借対照表
- 損益計算書または収支計算書
- キャッシュフロー計算書またはこれに類するもの
- 勘定科目内訳明細書
- 法人税確定申告時提出書類（別表一～十六）

⑥諸証明書類

次の書類を提出してください。なお、提出できない書類がある場合は、その理由を明記してください。

- 法人税・消費税・地方消費税の納税を証明する書類（過去3か年分）
- 過去3か年に都道府県税・市町村税に未納がないことを証明する書類
- 労働保険 保険関係成立届（写）
- 労働保険 概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書（写）（直近のもの）
- 上記申告に伴う保険料の納付書・領収証書（写）（直近の第1・2・3期のもの）
- 就業規則（パート労働者含め10名以上の事業所は監督署の受付印のあるもの。賃金規程等の付属規程を含む。）（写）
- 就業規則に準ずるもの（パート労働者含め10名未満の事業所の場合。賃金規程等の付属規程を含む。）（写）
- 時間外労働、休日労働に関する協定届（写）
- 定期健康診断結果報告書（写）（労働者50名以上の事業所の場合）
- 社会保険適用通知書（写）または直近の被保険者報酬月額算定基礎届（写）
- 社会保険料の納入告知書・納付書・領収証書（写）または保険料納入告知額・領収済額通知書（写）（直近のもの）
- 労働条件の書面交付を証明するもの（雇入（労働条件）通知書または労働（雇用）契約書等の書式）

(4) 提出部数等

11部（正1部、副10部）と提出書類（上記②法人概要説明書（別紙様式5）、③事業計画書及び④事業計画書の概要版（何れもMS-Officeで作成のファイル））を格納した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚とします。なお、提出書類及び電子媒体は返却しませんので、予めご了承ください。提案書類についてはA4判で統一し、ページ数を付して編綴してください。

(5) 提案書類の著作権等

申込法人が提出した書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は申込法人に帰属します。ただし、市が指定管理者の決定を行う際、議会の審議等に必要な場合は、提出書類の全部または一部を使用できるものとします。また、提出書類は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

(6) その他提案に関する留意事項

市は、指定管理者として最もふさわしい法人を選定するにあたり、本募集要項および仕様書に記載する業務内容およびサービス水準等を満たすための各申込法人なりの創意工夫ある提案を求めるものです。

なお、指定管理委託料の予定価格及び最高評価点相当額については、協定締結時の金額を示すものではなく、評価の基準となる価格を示すためのものです。

また、指定管理委託料は事業内容を踏まえ本市と協議のうえ、毎年度の協定により確定しますので、提案額がそのまま指定管理委託料になるものではありません。

5. 選定に関する事項

(1) 選定評価委員会について

応募法人の中から指定管理者としてふさわしいと考えられる候補者を選定するため、豊中市立たちばな園条例第9条に規定する「豊中市たちばな園指定管理者選定評価委員会」（以下「委員会」とします）にて審査を行います。

委員会は、それぞれ公共サービスに関して優れた識見を有する次の委員で構成しています。

- 学識経験者・当該施設のサービスに係る専門的知識を有する者 3名
- 財務面に関する有資格者1名
- 労務面に関する有資格者1名

(2) 選定の方法

審査基準に基づき、書類審査と面接審査を行い、総合的に採点し、候補者を選定します。

① 書類審査

提案書類にもとづく書類審査を行います。

（ただし、3者以上応募があった場合は、一次審査として書類審査のみによる採点を行い、得点順位3位以内の法人のみ面接審査への参加ができるものとさせていただきます。また、書類審査採点結果が配点の50%未満だった場合は選外とします。）

② 面接審査

法人を代表する方（3人以内）に面接会場にご来場いただき、選定評価委員との面接・質疑応答に臨んでいただきます。面接の日時等の詳細については書面にて全応募法人に通知発送します。

○面接日時：平成28年（2016年）9月14日 14時～15時30分

○場所：豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所内

（場所は決定後、該当法人に別途通知いたします。）

(3) 審査結果の通知

平成 28 年（2016 年）10 月上旬に書面にて面接審査を受審した全法人に通知発送します。通知においては、採点結果を記載するとともに、第一および第二候補者となった法人にはそれぞれその旨を、その他の法人には選外となった旨を記載します。なお、法人に関する情報の開示については、当該法人にかかる自己の情報についてのみ対象となります。

（ただし、一次審査として書類審査の採点を行った場合、選外となった法人にはその旨と採点結果を通知します。）

(4) 審査基準

別紙審査基準表のとおり。

(5) 提案の無効について

以下の一つに該当するときは、提案内容を無効とし、応募自体を取り消しとします。

- 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- 面接審査を受審しなかったとき
- 一法人で複数の提案をしたとき
- 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- その他、募集要項の内容に違反したとき

(6) 選定結果の公表について

選定結果の通知の後、市ホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は次のとおりです。

- 第一候補者とした法人名、採点結果および第一候補者への選定理由
- 第二候補者とした法人名、採点結果および第二候補者への選定理由
- 選外となった法人の採点結果（法人名は公表しません）

(7) 指定管理者の指定

委員会の選定結果に基づき、指定管理者の候補者を決定します。

指定管理者の候補者については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会での議決を経た後に、指定管理者として指定します。

6. 協定に関わる事項

(1) 協定の締結

選定ののち議会において指定の議決を経た法人は、指定管理者として本施設の管理運営を担うに先立って、市と協議のうえ協定を締結する必要があります。この際、指定期間である 5 年間を対象とした「基本協定」と、まず指定期間 1 年目である平成 29 年度（2017 年度）を対象とした「年度協定」の二種類の協定を締結します。年度協定は、以降の指定期間において年度毎に締結していくこととなります。

(2) サービス水準に関する合意書の締結

本施設として確保しなければならないサービス水準については、指定管理者となる法人と市が協議のうえ、協定（項目によって基本協定・年度協定のいずれの場合もあり）の一部あるいは独立した文書として、サービス水準に関する合意書（S L A）を締結することとします。

(3) 協定を行う事項について

① 主な基本協定事項

- 指定期間
- 業務の範囲
- リスクの負担
- 人材の確保および責任者の配置
- 管理の基準
- 秘密の保持
- 個人情報の保護
- 情報の公開

- 人権の尊重
- 備品等の貸与
- 施設等の維持補修等
- 財産の管理
- 事業計画書の提出
- 管理状況等の定期報告
- 事業報告書の作成および提出
- 業務実施状況のモニタリング等
- 自己モニタリング等
- 外部評価等
- 指定管理委託料の支払
- 運営会議の設置
- 自主事業の実施
- 業務の引き継ぎ
- 指定の取り消しおよび業務の停止
- 不可抗力による指定の取り消し
- 原状回復
- 損害賠償
- 権利等の譲渡等の禁止
- 第三者委託の禁止
- 苦情、要望等の対応
- 緊急時対策と対応等
- 災害時等の本施設の利用
- 業務報告の聴取等
- 重要事項の変更の届出
- 基本協定の変更
- 管轄裁判所
- 疑義についての協議
- その他

②主な年度協定事項

- 当該年度の業務内容
- 当該年度の指定管理委託料
- 指定管理委託料の精算
- 疑義等の決定
- その他

※協定に際しては、本募集要項および『仕様書』に記載した事項等についても改めて協議を行い、締結することとなりますが、基本的には本募集要項および『仕様書』記載の内容を踏襲するものと考えています。また、同一の条件で応募法人を審査する必要があるため、応募にあたっては必ず本募集要項および『仕様書』記載の内容を前提とした提案で提出してください。

7. その他の事項

- 応募法人は、指定管理者の選定結果後に本募集要項および『仕様書』の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 現地説明会参加に必要な費用は、参加法人の負担とします。
- 提案および審査受審のため必要な費用は、応募法人の負担とします。
- 提案書類等の作成およびその他の手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとします。
- 指定管理者業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は、指定管理者に指定された法人の負担となります。

問い合わせ先：

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市健康福祉部障害福祉課企画係

電話 06-6858-2747・3354 Fax 06-6858-1122

E-mail shougai Fukushi@city.toyonaka.osaka.jp